



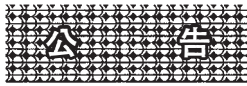
# 長野県報

9月4日(月)  
平成29年  
(2017年)  
第2905号

## 目次

### 公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	1
家畜商法に基づく講習会の開催（園芸畜産課）	1
土地改良区の管理規程の認可（農地整備課）	2



### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年9月4日

長野県知事 阿部守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ハイランドシティ松本  
松本市双葉358-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
三井住友ファイナンス&リース株式会社  
東京都千代田区丸の内1-3-2
- 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
川村 嘉則	橘 正喜

- 変更した年月日  
平成29年6月27日
- 届出年月日  
平成29年8月25日
- 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課
- 縦覧の期間  
平成29年9月4日から平成30年1月4日まで
- 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

### 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

### 公告

指定講習機関から、家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習会を次のとおり開催する旨の通知がありました。

平成29年9月4日

長野県知事 阿部守一

- 講習会を開催する指定講習機関  
長野県家畜商商業協同組合
- 開催日時  
平成29年11月16日（木）から11月17日（金）まで  
午前9時から午後5時10分まで
- 開催場所  
長野市大字中御所岡田30-9  
長野県獣医師会館三階会議室
- 講習科目及び時間
  - 家畜の取引に関する法令について 4時間
  - 家畜の品種及び特徴について 4時間
  - 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について 6時間
- 受講申込手続
  - 提出書類  
受講申込書（写真欄に写真を貼ってください。）（別記様式）
  - 家畜商講習手数料  
家畜商講習手数料（テキスト代及び受講料）8,000円は、講習会初日に会場受付で納付してください。
  - 受付期間  
平成29年10月2日（月）から11月10日（金）まで

(郵送による場合は、平成29年11月10日(金)までの消印のあるものに限ります。)

(4) 受付場所

長野市大字南長野字幅下692-2 (郵便番号 380-8570)  
長野県庁東庁舎二階  
長野県家畜商商業協同組合事務局

(5) 申込方法

受講申込書の所定欄に記入の上、受付期間内に持参するか、又は、82円切手を貼った受講票送付先明記の封筒(定型)を同封して郵送してください。

6 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了した者に対し、修了証明書を交付します。

7 その他

この講習会についての問い合わせは、長野県家畜商商業協同組合事務局(電話 026-232-5339、FAX 026-232-5340)に行ってください。

(別記様式)

家畜商講習会受講申込書

平成 年 月 日

長野県知事指定講習機関

長野県家畜商商業協同組合理事長 殿

住 所

電話番号

氏 名 印

家畜商法(昭和24年法律第208号)第3条第2項第1号の規定による講習会を受講したいので申し込みます。

(写 真 欄)

- ・申込み前6月以内に撮影したもの
- ・帽子をとって正面から写したもので本人と確認できるもの
- ・縦3センチメートル、横2.4センチメートル程度のもの

園芸畜産課

公告

平成29年8月29日、長野県拾ヶ堰土地改良区の管理規程を認可しました。

平成29年9月4日

長野県知事 阿 部 守 一

農地整備課